

第 7 期新得町山村振興計画

都 道 府 県 名	市 町 村 名	作 成 年 度 (変更年度)
北海道	新得町	平成 1 8 年度 (令和 2 年度)
振 興 山 村 名	新得町	
指 定 番 号	昭和 4 4 年 (第 4 9 9 号)	

令和 2 年 7 月

新得町

I. 地域の概況

1. 自然的条件

(1) 地理、地勢

本町は十勝の最西部に位置し、東西 30.76km、南北 62.29km、総面積1,063.83平方kmで、東は鹿追町、上士幌町に接し、南は清水町、西は上川管内南富良野町、上富良野町、北は同管内美瑛町、上川町に接しています。北部一帯が総面積の約70%を占める大雪山国立公園等の国有林で、南部は十勝川流域の屈足地域、佐幌川流域の新得地域、その中間台地の上佐幌地域の3地帯に分かれており、それぞれ農耕地帯となっています。

(2) 気候

本町の気候は北部の大雪山系や西南部の日高山脈の影響を受け、寒暖差の激しい内陸的気候の特徴を有しており、また、特別豪雪地帯の指定を受けています。年間平均気温は約7℃、年間降水量はおよそ1,100mm、降雪の深さはおよそ600cmで推移しています。

2. 社会的及び経済的条件

(1) 人口の動向

本町の国勢調査による人口は、昭和55年は9,502人でしたが、平成27年には6,285人となり、35年間で人口が3,217人と大幅な減少を示しています。15歳から29歳の若年者人口は、昭和55年の1,645人が平成27年では673人と大きな減少を示しているとともに、人口に占める比率も17.31%から10.71%へと低下しています。

一方、65歳以上の高齢者人口は、昭和55年の891人が平成27年では2,183人と増加となっています。人口に占める比率も9.38%から34.73%となっており、高齢化が進んでいます。

■年齢階層別人口の動向

(単位：人、%)

年度	振興山村・町全体					
	総数	0～14	15～29	30～44	45～64	65以上
昭和55年	9,502 (100%)	2,055 (21.63%)	1,645 (17.31%)	2,312 (24.33%)	2,599 (27.35%)	891 (9.38%)
平成17年	7,243 (100%)	848 (11.71%)	861 (11.89%)	1,353 (18.68%)	2,141 (29.56%)	2,040 (28.17%)
平成22年	6,653 (100%)	693 (10.42%)	729 (10.96%)	1,161 (17.45%)	1,959 (29.45%)	2,111 (31.73%)
平成27年	6,285 (100%)	661 (10.52%)	673 (10.71%)	1,075 (17.10%)	1,693 (26.94%)	2,183 (34.73%)

出典：国勢調査

(2) 産業構造の動向

本町の主な基幹産業は、農業・林業を中心とした第一次産業とリゾート観光関連の宿泊業・飲食サービス業の従事者が多くなっています。

■産業別就業人口の動向 (単位：千人、%)

年度	振興山村・町全体			
	全体	1次産業	2次産業	3次産業
昭和55年	5,014 (100%)	1,314 (26.21%)	1,383 (27.58%)	2,317 (46.21%)
平成17年	3,537 (100%)	666 (18.83%)	541 (15.30%)	2,330 (65.88%)
平成22年	3,256 (100%)	648 (19.90%)	544 (16.71%)	2,064 (63.39%)
平成27年	3,286 (100%)	675 (20.54%)	488 (14.85%)	2,123 (64.61%)

出典：国勢調査

(3) 土地利用の状況

本地域の面積の約80%は、森林である一方、耕地面積は約5%となっています。

■土地利用の状況 (単位：ha)

年度	振興山村・町全体					
	総土地 面積	耕地面積			林野面積	
		畑	樹園地		森林	
平成17年	106,379 (100%)	3,701 (3.48%)	1,810 (1.70%)	3 (0.00%)	84,861 (79.77%)	84,436 (79.37%)
平成22年	106,379 (100%)	5,459 (5.13%)	1,716 (1.61%)	×	84,496 (79.42%)	84,071 (79.03%)
平成27年	106,383 (100%)	5,668 (5.33%)	1,786 (1.68%)	12 (0.01%)	84,498 (79.43%)	84,456 (79.39%)

出典：農林業センサス

(4) 財政の状況

本町では、昭和59年度から昭和63年度まで5カ年の財政健全化計画を策定し、平成元年度以降も健全化計画に準じた財政管理計画を策定しながら財政運営をすすめ、健全財政の堅持に努力してきました。

今後、老朽施設の更新などの改修工事等も増えることが予想されるため、整備効果や優先度等を十分見極め予算に反映するとともに、財政運営全体のバランスを考えながら健全財政の堅持に努めていく必要があります。

■市町村財政の状況（普通会計）

（単位：千円、％）

区 分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
歳入総額A	6,492,952	6,974,279	8,737,624
一般財源	4,079,561	4,231,707	4,659,667
国庫支出金	212,825	725,944	459,799
都道府県支出金	599,487	399,042	1,199,892
地方債	522,700	914,600	1,235,280
その他	1,078,379	702,986	1,182,986
歳出総額B	6,379,375	6,826,809	8,517,018
義務的経費	2,181,733	2,204,417	2,334,759
投資的経費	1,292,184	1,587,459	2,986,931
うち普通建設事業	1,292,184	1,584,558	2,986,931
その他	2,905,458	3,034,933	3,195,328
歳入歳出差引額C(A-B)	113,577	147,470	220,606
翌年度繰越すべき財源D	0	51,220	172,391
実質収支C-D	113,577	96,250	48,215
財政力指数	28.5	26.7	22.8
公債費負担比率	15.1	7.2	14.9
実質公債費比率	8.6	5.7	5.5
起債制限比率	5.6	—	—
経常収支比率	80.1	73.4	77.5
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	6,117,329	5,598,820	6,691,689

出典：地方財政状況調査

Ⅱ. 現状と課題

1. これまでの山村振興対策の評価と問題点

本地域は、昭和 44 年度に振興山村の指定を受け、同年に第一期山村振興計画を策定し、昭和 49 年度に第二期、昭和 55 年度に第三期、平成 3 年度に第四期、平成 13 年度に第五期、平成 18 年度に第六期を策定し、地域内の交通網の整備、農林業の振興、社会生活環境等の整備を中心に各種施策を講じてきました。

これらの対策により農業生産基盤及び生活環境等の整備が進み、町中心部との生産・生活条件の格差の縮小に大きく貢献するとともに、都市との交流が促進され、地域の活性化が図られました。しかしながら、依然として人口の減少に歯止めがかからず、高齢化が進行しています。

2. 山村における最近の社会、経済情勢の変化

我が国全体の人口が減少局面を迎える中、長引く農林業の不振に加え、製造業等の産業の誘致も低迷するなど本地域内の雇用情勢は厳しい状況であり、若者を中心に人口の流出が続いています。

3. 山村における森林、農用地等の保全上の問題点

森林については、国産材の価格の低迷などにより林業従事者が減少しています。また、農用地については、酪農・畜産業が好調なため牧草地等での活用が進んでいるが、経営者の高齢化や法人化後も従業員が不足している状況です。このような状況の中、森林や農用地の有する国土保全機能の十分な発揮に向け、農林地の効率的な保全管理技術の導入や、農林産物等の利活用と併せた保全活動の推進等の持続可能な仕組みづくりが急務となっています。

4. 山村における新たな課題

人口減少や高齢化の進行により、これまで地域で受け継がれていた農林産物の生産技術や加工技術等が失われようとしています。

畜産バイオマスをはじめとする再生可能エネルギー源や農林産物については、地域内で自給できる潜在力を有していますが、人材や労働力不足のために十分に活用できておらず、域内需要についてもその多くを域外からの移入で賄う経済的にも環境的にも非効率な状態となっています。

このため、引き続き産業基盤の整備を図るとともに、地域資源を活用し安定的に雇用を確保できる企業の育成に加えて、地域の特性を生かした商品開発・生産、地域の魅力を生かした地域産品の販売促進や観光の振興等により山村の活性化と定住促進が不可欠となっています。

また、本地域と公共機関や金融機関が集まる町の中心部との間には路線バスとコミュニティバスが運行されていますが、市街地区と幹線道路のみの運行であるため、高齢者等の利便性に欠けています。高齢者などの生活交通の確保が大きな課題となっています。

Ⅲ. 振興の基本方針

1. 本地域の自然的、社会的及び経済的条件の特徴と抱える問題点等

本地域は、十勝地域の最西部に位置し、近隣市までは車で1時間掛かるなど地理的条件に恵まれていない状況です。また、本地域の約80%は森林で、耕地が少ないことに加えて、高速道路インターチェンジもないことから、産業立地の条件も不利な状況にあります。

このようなことから地域内の雇用機会に恵まれず、若年層を中心に人口の流出が続き、人口減少や高齢化が著しい状況となっています。また、本地域において引き続き重要な産業である農林業が低迷しており、農林業の生産活動を通じて発揮される国土や自然環境の保全、良好な景観の形成、環境教育の場の提供といった山村の有する多面にわたる機能の十分な発揮が危惧される状況にあります。

2. 本地域の特性を生かした地域活性化の方針及び森林、農用地等の保全の方針

本地域は、農業生産条件が不利であることに加えて、産業立地条件も不利であり、引き続き、交通・通信基盤や生産基盤の整備が不可欠となっています。また、人口減少や高齢化に対応した既存施設の再編整備等による有効活用や、ニーズの多様化に伴う新たな生活環境機能の確保も必要になっています。

本地域は、豊かな森林資源、水量豊かな清流等を有しています。また、札幌市と釧路市の中間に位置しており、近年高速道路網の整備が進んでおり、本地域から両市へのアクセスは改善しつつあります。人口減少社会において本地域の振興を図るためには、こういった地域の資源や潜在力を活かした産業振興と魅力ある地域づくりを通じた定住促進が不可欠です。

このため、本地域の振興については、特色ある農林産物等の地域資源を活用した産業振興と、地域の個性を活かした都市との交流や観光の振興による地域産品の高付加価値化と魅力ある地域づくりを重点目標とします。あわせて若者から高齢者までいきいき暮らすことのできる生活環境づくりを推進し、山村における移住定住の促進と農林業の維持・発展を通じた農林地の保全を図ります。

3. 山村振興の目標を達成するための主な方法

本地域の振興の方針を踏まえ、農林業の生産性を向上するため、道路交通網や生産基盤の整備、地域の自然特性を活かした高収益作物の導入等の農林業振興、都市との交流、観光の振興等を通じた地域農林水産物等の高付加価値化やブランド化、エゾシカ肉の活用促進による鳥獣被害防止の促進、特色があり充実した教育を提供するための環境整備、移住定住促進のための基盤づくり等を推進することとします。

- ・ 道路交通網の整備、産業基盤の整備
- ・ 経営近代化、情報通信網の整備
- ・ 担い手の育成、社会・生活環境の整備

IV. 振興施策

(1) 交通施策

- 安全なまちづくりに向け、町道、橋りょう等の整備を進めます。
- 冬期間の交通確保を図るため、除雪機械等の整備を進めます。
- 地域の利便性と安全を確保するため、生活バス路線の維持・確保を図ります。

(2) 情報通信施策

- ホームページ等による地域の情報発信を進めます。

(3) 産業基盤施策

- 農業生産基盤の計画的かつ着実な整備を進めます。
- 酪農・畜産の振興に繋がる草地整備を進めます。
- 適切な間伐や伐採後の確実な植林による健全な森林づくりを進めます。
- 未立木地の解消と計画的な森林づくりを進めます。

(4) 経営近代化施策

- 酪農ヘルパーなど経営支援組織を育成します。

(6) 文教施策

- 町民の文化活動の促進と芸術鑑賞等広く文化に接する機会の拡充を図ります。
- 義務教育の充実のため、教育環境の整備を進めます。
- 生涯学習の拠点となる公民館や図書館などの機能の充実を図ります。
- スポーツ活動の促進と体育施設の機能充実を図ります。

(7) 社会、生活環境施策

- 住宅、上下水道、廃棄物処理施設等の整備・更新を進めます。
- 安心して利用できる公園等の整備を進めます。
- 迅速な救急搬送体制等の確立及び消防体制の整備充実を図ります。
- 地域医療確保のため町内医療機関との連携を進めます。

(11) 交流施策

- 施設機能を活かしたスポーツ合宿の振興を図ります。
- 姉妹町・友好都市との交流促進を進めます。

(13) 担い手施策

- 女性農業者の活躍できる環境づくりを進めます。
- 地域農業の担い手の育成と新規就農の促進を図ります。

(14) 鳥獣被害防止施策

○農作物被害防止と有害鳥獣の駆除を推進します。

(15) その他の施策

○滞在型観光の推進や道外観光客の誘致促進を図ります。

V. 産業振興施策促進事項の有無

記載なし

VI. 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本地域は、振興山村の指定のほか、過疎地域自立促進特別措置法に基づく「過疎地域」、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づく「特定農山村地域」、農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農業振興地域」、低開発地域工業開発促進法に基づく「低開発地域工業開発地区」に指定されています。さらに、本地域の一部が大雪山国立公園、都市計画法に基づく都市計画区域に指定されています。

また、本町では、平成 28 年に第 8 期新得町総合計画（計画期間：平成 28 年度～令和 8 年度）を作成し、今後の地域づくりの指針を明らかにしていることから、当該指針を踏まえ、各種施策を展開することとします。